J　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅳ

$$J=105.82\times(r-q)\times\frac{1}{5}+0.60$$

$(r-q)\times\frac{1}{5}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

q　国勢調査によつて公表された平成17年10月１日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

r　国勢調査によつて公表された平成22年10月１日現在における15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

K　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

$$K=20.39\times\left(\frac{t-s}{s}\right)\times\frac{1}{3}+0.64$$

$\left(\frac{t-s}{s}\right)\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

s　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成21年７月１日現在における民営従業者数

t　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営従業者数

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅵ

$$L=24.33\times\left(\frac{v-u}{u}\right)\times\frac{1}{3}+0.93$$

$\left(\frac{v-u}{u}\right)\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

u　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成21年７月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

v　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅶ

$$M=0.22\times(x-w)+0.33$$

算式Ⅶの符号

w　平成21年度から平成23年度までの各年度の転入者人口比率（住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載・消除数のうち転入者数から転出者数を控除した数を当該年度の３月31日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

x　平成22年度から平成24年度までの各年度の転入者人口比率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅷ

$$N=26.04\times\left(\frac{z-y}{y}\right)+0.36$$

$\frac{z-y}{y}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

y　平成21年度から平成23年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「１．地方税」、表頭「決算額」の数を当該年度の３月31日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

z　平成22年度から平成24年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

8　前四項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

9　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

10　新市町村の経常態容補正の算定における合併関係市町村の経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。